

# 小規模保育事業 ほっこりひばり保育園 重要事項説明書

(令和8年度)

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は次のとおりです。

## 1 事業運営主体

|         |                 |
|---------|-----------------|
| 名 称     | 社会福祉法人 麦の穂      |
| 所 在 地   | 大阪市福島区玉川1丁目6番2号 |
| 電 話 番 号 | 06-6444-1225    |
| 代表者氏名   | 理事長 大谷 常一       |

## 2 事業所の概要

|             |   |
|-------------|---|
| 施 設 の 種 類   | 小規模保育事業A型   |
| 施 設 の 名 称   | ほっこりひばり保育園  |
| 施 設 の 所 在 地 | 大阪市福島区玉川2丁目6-12<br>フローレス玉川1F  |
| 連 絡 先       | 電話番号：06-6441-8899   |
| 管 理 者       | 施設長 原田 大介   |
| 対 象 児 童     | 児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする満3歳未満の小学校就学前児童                                  |
| 認 可 定 員     | 0歳児 3人 1歳児 4人<br>2歳児 5人   |
| 利 用 定 員     | 満1歳以上満3歳未満の児童 9人<br>満1歳未満の児童 3人   |
| 開 設 年 月 日   | 平成27年4月1日   |
| 事 業 所 番 号   | 2710052000306   |
| ホ ー ム ペ ー ジ | <a href="https://www.muginoho.ed.jp/hokkori">https://www.muginoho.ed.jp/hokkori</a> |

## 3 事業の目的・運営方針

ほっこりひばり保育園(以下「当園」という。)は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児(以下「園児」という。)の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

#### 4 当園における設備の概要

##### (1) 施設

|       |      |                 |
|-------|------|-----------------|
| 建物    | 構造   | 鉄骨造 3階建てのうち1階部分 |
|       | 延べ面積 | 63㎡             |
| 屋外遊戯場 |      | 1,397㎡          |

##### (2) 主な設備

| 設備         | 部屋数                     | 備考 |
|------------|-------------------------|----|
| 保育室（又は遊戯室） | 1室                      |    |
| その他        | 調理設備、沐浴設備、乳児用トイレ、乳児用手洗い |    |

#### 5 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成20年3月28日厚労告141）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

##### (1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

下記8に記載する時間において、保育を提供します。

#### 6 職員の職種、員数及び職務の内容

令和8年1月現在

| 職種    | 職務の内容                                      | 員数 | 常勤 | 非常勤 | 備考 |
|-------|--|----|----|-----|----|
| 施設長   | 園務をつかさどり、所属職員を監督                           | 1  | 1  | 0   |    |
| 保育責任者 | 施設長を助け、命を受けて園務の一部を整理、園児の保育を行う              | 1  | 1  | 0   |    |
| 保育士   | 専門的知識及び技術をもって、園児の保育及び園児の保護者に対する保育に関する指導を行う | 4  | 2  | 2   |    |
| 保育補助  | 保育士と協力し、園児及び園児の保護者に対する保育サポートを行う            | 1  | 0  | 1   |    |

当園では、「大阪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年9月22日大阪市条例第101号。以下「条例」という。）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

##### <各職種の勤務体系>

| 職種    | 勤務体系                 |
|-------|----------------------|
| 施設長   | 正規の勤務時間帯（7：30～19：00） |
| 保育責任者 | 正規の勤務時間帯（7：30～19：00） |
| 保育士   | 正規の勤務時間帯（7：30～19：00） |

※ ロテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

## 7 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日は休園となります。

尚、台風などの自然災害で保育園が休園となる場合については、別途お渡しする「保育園しおり」をご確認ください。

## 8 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

### (1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時30分から18時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、19時00分までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、当園にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

### (2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時から16時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、7時30分から8時まで又は16時00分から19時00分までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、当園にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

## 9 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況

### (1) 食事の提供方法

搬入施設からの搬入（調理業務は玉川ひばりこども園が行います。）

### (2) 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

| 午前間食   | 昼食      | 午後間食 |
|--------|---------|------|
| 9時30分頃 | 11時15分頃 | 15時頃 |

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご連絡ください。

### (3) アレルギー対応状況

除去食及び代替食に対応

食物アレルギー対応マニュアル有

## 10 特別支援教育・障がい児保育の取組状況

地域社会の中で、障がいのある子どもとない子どもが共に育ち合うことを基本的な考え方として障がい児保育を行っています。

## 11 連携施設

当園は、保育を適正に実施し、当園における保育終了後も継続的に児童の受入先が確保されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う教育・保育施設を確保しております。

### (1) 連携内容

- ア 園児に集団保育を体験させるための機会の設定、その他保育の内容に関する支援
- イ 代替保育（当園の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当園に代わって提供する保育をいう。）の提供
- ウ 当園における保育の提供終了に際しての当該児童の継続的な受入れ
- エ 連携先施設の施設及び設備、備品の利用
- オ 連携先施設での職員研修及び会議への出席
- カ 給食の提供

### (2) 連携施設

#### ア 玉川ひばりこども園

|      |                 |
|------|-----------------|
| 運営主体 | 社会福祉法人 麦の穂      |
| 所在地  | 大阪市福島区玉川1丁目6番2号 |
| 電話番号 | 06-6444-1225    |

#### イ 海西ひばりこども園 ※11(1)ウのみ

|      |                    |
|------|--------------------|
| 運営主体 | 社会福祉法人 麦の穂         |
| 所在地  | 大阪市福島区海老江8丁目13番21号 |
| 電話番号 | 06-6455-6005       |

## 12 利用料金

### (1) 特定地域型保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定証の発行を行った市町村が定める利用者負担額（月額）を当園にお支払いいただきます。

ただし、転居等やむを得ない理由により月の途中で退所する場合には、在籍日数に応じ日割計算で算定します。

### (2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。

お支払方法については、別途お知らせします。

## 13 利用の開始に関する事項

区保健福祉センターの利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

#### 14 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- (1) 園児が満3歳に達したとき（ただし、満3歳に達した年度の3月31日までは保育を提供します。）
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

#### 15 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

##### (1) 内科

|           |                             |
|-----------|-----------------------------|
| 医療機関の名称   | 中島小児科診療院                    |
| 医院長名又は医師名 | 中島 滋郎                       |
| 所在地       | 大阪市福島区大開2丁目3-5<br>カンザキビル 2F |
| 電話番号      | 06-6466-1500                |

##### (2) 歯科

|           |                 |
|-----------|-----------------|
| 医療機関の名称   | 伯田歯科医院          |
| 医院長名又は医師名 | 伯田 浩            |
| 所在地       | 大阪市福島区玉川4丁目1-19 |
| 電話番号      | 06-6441-2388    |

#### 16 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

#### 17 非常災害時の対策

|         |   |
|---------|---|
| 非常時の対応  | 別途に定める、消防計画書により対応いたします。   |
| 防災設備    | ・自動火災報知設備 有 ・消火器 有<br>・非常警報器具・設備 無 ・誘導灯 有<br>・スプリンクラー 無 ・避難器具 無<br>・カーテン、敷物、建具等で可燃性のものの防災処理 無 |
| 避難・消火訓練 | 避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。   |

#### 18 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 年に1回職員に対して虐待防止研修を実施
- (2) 虐待防止マニュアルの作成、運用

19 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

|                   |   |
|-------------------|---|
| 当園<br>ご利用<br>相談窓口 | ・窓口担当者 原田 大介<br>・ご利用時間 9:00 ~ 17:00<br>・電話番号 06-6441-8899<br>FAX なし<br>担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。 |
| 第三者委員             | 寺田 崇雄 (大阪市私立保育園連盟 会長)<br>大井 崇資 (社会福祉法人 麦の穂 監事)  |

※ 苦情解決の実績等はホームページに掲載しています。

20 園児の利用状況 (毎年度5月1日現在)

|     | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|-----|-------|-------|-------|
| 0歳児 | 0名    | 0名    | 2名    |
| 1歳児 | 4名    | 4名    | 4名    |
| 2歳児 | 5名    | 4名    | 5名    |

21 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

| 項目        | 受審、実施状況 | 受審、実施結果 |
|-----------|---------|---------|
| 第三者評価受審状況 | 実施なし    |         |
| 自己評価の実施状況 | 年1回     |         |

22 子ども・子育て支援法第51条第2項若しくは第4項又は第57条第2項若しくは第4項の規定により公表・公示された旨（適正運営をしていない等により大阪市長より勧告、命令等を受け、その旨を公表、公示された事実の有無）なし（有る場合は、その旨及び公表・公示内容を記載）

23 当園におけるその他の留意事項

|                |   |
|----------------|---|
| 喫煙             | 当園の敷地内はすべて禁煙です。                                   |
| 宗教活動、政治活動、営利活動 | 利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。 |

24 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

|       |                     |
|-------|---------------------|
| 保険の種類 | 独立行政法人 日本スポーツ振興センター |
|-------|---------------------|

## 別紙

1 諸行事に係る費用 月額 300円  
行事プレゼント代他

### 2 時間外保育に係る利用者負担

(1) 保育標準時間認定に係る時間外保育料

月額 : 1時間(18時31分~19時00分) 2,900円

日額 : 10分 200円

(2) 保育短時間認定に係る時間外保育料

日額 : 1時間 300円

2時間 600円

3時間 700円

3 独立行政法人 日本振興スポーツセンター  
災害共済給付金 年額325円

※ 当園は、上記費用の支払を受けた場合は、領収証を交付いたします。

令和8年度当園における保育の提供を開始するにあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

施設名：ほっこりひばり保育園 印

施設長氏名：施設長 原田 大介

説明者氏名：

私は、本書面に基づいてほっこりひばり保育園の令和8年度利用にあたっての重要事項の説明を受け、同意し、入園します。

令和 年 月 日

保護者住所：

児童氏名：

保護者氏名： 印

児童からみた続柄：